

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	3・4号機サービス建屋の換気空調系排気設備の点検において、放射線管理区域内に設置されている排気ダクトに直径1cm程度の開孔部があることを発見した。当該開孔部から放射線管理区域内の空気が屋外に漏れ出ている可能性のあることが認められたため、当該部を当て板により閉止及び対応検討	A	6月30日公表済 (PDF 192KB)

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ室スチームドレンサンプポンプ出口配管のフランジ接続部（2箇所）のシール用パッキン（2枚）に亀裂が認められたため、当該パッキンを交換	D	
2	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用凍結防止分電盤の点検において、当該分電盤の扉の下部及び上部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用凍結防止分電盤の点検において、当該分電盤の内部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量記録計に指示値異常（当該サンプポンプが起動していない状況下で流量を指示していた）が認められたため、対応検討	C	
5	5号機	高圧・低圧復水ポンプ軸受温度記録計の打点8番（高圧復水ポンプ（A）の軸受温度）に指示値不良が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
6	6号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器（A）出口弁の開閉状態表示用リミットスイッチに動作不良（弁全開状態でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
7	6号機	制御棒駆動水圧系の駆動水加熱器用多点温度記録計に打点ヘッドの動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	集中環境施設	ペレット固化設備用添加水移送ポンプの出口側配管に純水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	その他	免震重要棟設置工事における建物基礎用鋼管杭の施工中、試掘調査不足により事務本館屋外消火栓制御用埋設ケーブルを切断したため、当該ケーブルを仮復旧及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで